

議案第32号参考 阿久根市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市議会会議規則（昭和42年阿久根市議会規則第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則（第1条－第13条）	第1節 総則
第2節 議案及び動議（第14条－第19条）	第1条（参集）
第3節 議事日程（第20条－第24条）	第2条（欠席の届出）
第4節 選挙（第25条－第33条）	第3条（宿所又は連絡所の届出）
第5節 議事（第34条－第47条）	第4条（議席）
第6節 秘密会（第48条・第49条）	第5条（会期）
第7節 発言（第50条－第66条）	第6条（会期の延長）
第8節 表決（第67条－第77条）	第7条（会期中の閉会）
第9節 公聴会及び参考人（第78条－第84条）	第8条（議会の開閉）
第10節 会議録（第85条－第89条）	第9条（会議時間）
第2章 委員会	第10条（休会）
第1節 総則（第90条－第94条の2）	第11条（会議の開閉）
第2節 審査（第95条－第111条）	第12条（定足数に関する措置）
第3節 秘密会（第112条・第113条）	第13条（出席催告）
第4節 発言（第114条－第125条）	第2節 議案及び動議
第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）	第14条（議案の提出）
第6節 表決（第128条－第138条）	第15条（一時不再議）
第3章 請願（第139条－第145条）	第16条（動議成立に必要な賛成者の数）
第4章 辞職及び資格の決定（第146条－第150条）	第17条（修正の動議）
第5章 規律（第151条－第159条）	第18条（先決動議の表決の順序）
第6章 懲罰（第160条－第165条）	第19条（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）
第7章 協議又は調整を行うための場（第166条－第166条の2）	第3節 議事日程
第8章 議員の派遣（第167条）	第20条（日程の作成及び配布）
第9章 補則（第167条の2－第168条）	第21条（日程の順序変更及び追加）

附則

第22条（議事日程のない会議の通知）

第23条（延会の場合の議事日程）

第24条（日程の終了及び延会）

第4節 選挙

第25条（選挙の宣告）

第26条（不在議員）

第27条（議場の出入口閉鎖）

第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第29条（投票）

第30条（投票の終了）

第31条（開票及び投票の効力）

第32条（選挙結果の報告）

第33条（選挙関係書類の保存）

第5節 議事

第34条（議題の宣告）

第35条（一括議題）

第36条（議案等の朗読）

第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第38条（付託事件を議題とする時期）

第39条（委員長の報告及び少数意見者の報告）

第40条（修正案の説明）

第41条（委員長報告等に対する質疑）

第42条（討論及び表決）

第43条（議決事件の字句及び数字等の整理）

第44条（委員会の審査又は調査期限）

第45条（委員会の中間報告）

第46条（再付託）

第47条（議事の継続）

第6節 秘密会

第48条（指定者以外の者の退場）

第49条（秘密の保持）

第7節 発言

第50条 (発言の許可等)

第51条 (発言の通告及び順序)

第52条 (発言の通告をしない者の発言)

第53条 (討論の方法)

第54条 (議長の発言討論)

第55条 (発言内容の制限)

第56条 (質疑の回数)

第57条 (発言時間の制限)

第58条 (議事進行に関する発言)

第59条 (発言の継続)

第60条 (質疑又は討論の終結)

第61条 (選挙及び表決時の発言制限)

第62条 (一般質問)

第63条 (緊急質問等)

第64条 (準用規定)

第65条 (発言の取消し又は訂正)

第66条 (答弁書の配布)

第8節 表決

第67条 (表決問題の宣告)

第68条 (不在議員)

第69条 (条件の禁止)

第70条 (起立による表決)

第71条 (投票による表決)

第72条 (記名投票)

第73条 (無記名投票)

第74条 (選挙規定の準用)

第75条 (表決の訂正)

第76条 (簡易表決)

第77条 (表決の順序)

第9節 公聴会、参考人

第78条（公聴会開催の手續）

第79条（意見を述べようとする者の申出）

第80条（公述人の決定）

第81条（公述人の発言）

第82条（議員と公述人の質疑）

第83条（代理人又は文書による意見の陳述）

第84条（参考人）

第10節 会議録

第85条（会議録の記載事項）

第86条（会議録の配布）

第87条（会議録に掲載しない事項）

第88条（会議録署名議員）

第89条（会議録の保存年限）

第2章 委員会

第1節 総則

第90条（議長への通知）

第91条（欠席の届出）

第92条（会議中の委員会の禁止）

第93条（会議の開閉）

第94条（定足数に関する措置）

第2節 審査

第95条（議題の宣告）

第96条（一括議題）

第97条（議案等の朗読）

第98条（審査順序）

第99条（先決動議の表決順序）

第100条（動議の撤回）

第101条（委員の議案修正）

第102条（分科会又は小委員会）

第103条（連合審査会）

第104条（証人出頭又は記録提出の要求）

第105条 (所管事務等の調査)
第106条 (委員の派遣)
第107条 (議事の継続)
第108条 (少数意見の留保)
第109条 (議決事件の字句及び数字等の整理)
第110条 (委員会報告書)
第111条 (閉会中の継続審査)
第3節 秘密会
第112条 (指定者以外の者の退場)
第113条 (秘密の保持)
第4節 発言
第114条 (発言の許可)
第115条 (委員の発言)
第116条 (発言内容の制限)
第117条 (委員外議員の発言)
第118条 (委員長の発言)
第119条 (発言時間の制限)
第120条 (議事進行に関する発言)
第121条 (発言の継続)
第122条 (質疑又は討論の終結)
第123条 (選挙及び表決時の発言制限)
第124条 (発言の取消し又は訂正)
第125条 (答弁書の朗読)
第5節 委員長及び副委員長の互選
第126条 (互選の方法)
第127条 (選挙規定の準用)
第6節 表決
第128条 (表決問題の宣告)
第129条 (不在委員)
第130条 (条件の禁止)
第131条 (起立による表決)

第132条 (投票による表決)

第133条 (記名投票)

第134条 (無記名投票)

第135条 (選挙規定の準用)

第136条 (表決の訂正)

第137条 (簡易表決)

第138条 (表決の順序)

第3章 請願

第139条 (請願書の記載事項等)

第140条 (請願文書表の作成及び配布)

第141条 (請願の委員会付託)

第142条 (紹介議員の委員会出席)

第143条 (請願の審査報告)

第144条 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第145条 (陳情書の処理)

第4章 辞職及び資格の決定

第146条 (議長及び副議長の辞職)

第147条 (議員の辞職)

第148条 (資格決定の要求)

第149条 (資格決定の審査)

第150条 (決定書の交付)

第5章 規律

第151条 (品位の尊重)

第152条 (携帯品)

第153条 (議事妨害の禁止)

第154条 (離席)

第155条 (禁煙)

第156条 (新聞紙等の閲読禁止)

第157条 (資料等印刷物の配布許可)

第158条 (許可のない登壇の禁止)

第159条 (議長の秩序保持権)

第1章 (略)
第1節 (略)

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を

第6章 懲罰

第160条 (懲罰動議の提出)

第161条 (懲罰動議の審査)

第162条 (戒告又は陳謝の方法)

第163条 (出席停止の期間)

第164条 (出席停止期間中出席したときの措置)

第165条 (懲罰の宣告)

第7章 協議又は調整を行うための場

第166条 (協議又は調整を行うための場)

第8章 議員の派遣

第167条 (議員の派遣)

第9章 補則

第168条 (会議規則の疑義に対する措置)

附則

第1章 (略)

第1節 (略)

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(新設)

要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

第2節 (略)

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 (略)

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 (略)

第4節 (略)

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は第25条_____の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

3 (略)

第2節 (略)

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 (略)

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する_____。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 (略)

第4節 (略)

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

<p>(投票) 第29条 議員は、<u>議長</u>の指示に従って、<u>順次</u>、<u>投票</u>する _____。</p> <p>(開票及び投票の効力) 第31条 (略) 2 (略) 3 投票の効力は、<u>立会人の意見を聴いて議長</u>が決定する。 4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第5節 (略)</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、第141条_____に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聴き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2・3 (略)</p> <p>(委員会の審査又は調査期限) 第44条 (略) 2 前項の期限までに審査<u>又は調査</u>を終わらなかったときは、その事件は第38条_____の規定にかかわらず、会議において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 (略) 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。</p>	<p>(投票) 第29条 議員は、<u>職員の点呼</u>に応じて、<u>順次</u>、<u>投票</u>を備付けの投票箱に投入する。</p> <p>(開票及び投票の効力) 第31条 (略) 2 (略) 3 投票の効力は、<u>立会人の意見を聞いて議長</u>が決定する。 (新設)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、第141条<u>(請願の委員会付託)</u>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2・3 (略)</p> <p>(委員会の審査又は調査期限) 第44条 (略) 2 前項の期限までに審査_____を終わらなかったときは、その事件は第38条<u>(付託事件を議題とする時期)</u>の規定にかかわらず、会議において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 (略) 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは_____、中間報告をすることができる。</p>
---	--

第6節 (略)

第7節 (略)

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言を通告しない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第56条_____及び第60条_____の規定を準用する。

第8節 (略)

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立さ

第6節 (略)

第7節 (略)

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言を通告しない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお、従わない場合は発言を禁止することができる。

3 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

第8節 (略)

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立さ

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

第10節 (略)

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する _____ 事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布 _____ する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条 _____ の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員 _____

_____ は、2人とし、議長が会議において指名する。

第2章 (略)

第1節 (略)

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、阿久根市議会委員会条例(昭和38年阿久根市条例第39号)の第15条第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席して

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 _____ あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

第10節 (略)

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)

2 議事は、速記法又はこれに準ずる _____ 方法によって記録する。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布 (会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。) する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条 (発言の取消し又は訂正) の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員 (会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員) は、2人とし、議長が会議において指名する。

第2章 (略)

第1節 (略)

(新設)

いる委員を含む。

第2節 (略)

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第3節 (略)

第4節 (略)

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、又はこの範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員という。’))に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する_____。

第3節 (略)

第4節 (略)

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又はこの範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員_____)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(新設)

(新設)

(委員長の発言)

<p>第118条 (略)</p> <p>2 <u>委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u></p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u></p> <p>第5節 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>前章第4節</u>の規定を準用する。</p> <p>第6節 (略)</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を<u>起立又は挙手</u>させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難い<u>とき</u>、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は</p>	<p>第118条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(答弁書の朗読)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し<u>がたい</u>場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる</u>。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第1章第4節</u>の規定を準用する。</p> <p>第6節 (略)</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を<u>起立</u>させ、起立者<u>の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者<u>の</u>多少を認定し<u>がたい</u>とき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は</p>
---	---

無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条_____、第29条_____、第30条_____、第31条第1項から第3項まで 及び第32条_____ 第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第3章 (略)

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題になったものを除く。)を撤回しようと

無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立_____の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第3章 (略)

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題になったものを除く。)を撤回しようと

<p>するときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、<u>それぞれの委員会に付託する。</u> (紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により _____ 議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>3 (略) (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告</p>	<p>するときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。 (新設)</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす _____。 (紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により <u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。 (1)・(2) (略) (新設)</p> <p>2 (略) (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告</p>
---	---

<p>を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</p> <p>第4章 (略)</p> <p>(資格決定の審査)</p> <p>第149条 前条の要求については、議会は、第37条 _____ _____ 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>第5章 (略)</p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー _____、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</p> <p>(資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等 _____を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 全て _____ 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。</p> <p>第6章 (略)</p>	<p>を請求することに決したものについてはこれを請求 _____ しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</p> <p>第4章 (略)</p> <p>(資格決定の審査)</p> <p>第149条 前条の要求については、議会は、第37条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p>(決定書の交付)</p> <p>第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</p> <p>第5章 (略)</p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻き、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは _____、この限りでない。</p> <p>(資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 すべて _____ 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。</p> <p>第6章 (略)</p>
--	---

<p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第160条 (略)</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項 _____ 又は第113条 _____ 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、第37条 _____ 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(代理弁明)</p> <p>第161条の2 <u>議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p> <p>第7章 (略)</p> <p>(協議等の場の開催方法の特例)</p> <p>第166条の2 <u>前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p>2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第167条の2 <u>議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものにつ</u></p>	<p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第160条 (略)</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条 <u>(秘密の保持)</u> 第2項又は第113条 <u>(秘密の保持)</u> 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、第37条 <u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u> 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

いては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関し、この規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知（以下次項において「議会等通知」という。）のうちこの規則において署名し、若しくは連

署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等通知に関し対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の議会等通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該議会等通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（新設）